(五)　捜索救助活動のうち我が国の領域外におけるものの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該捜索救助活動を実施している場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するため必要と認める場合には、当該捜索救助活動の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、(四)による措置を待つこととした。(第八条第五項関係)

(六)　(五)にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る捜索救助活動を継続することができることとした。(第八条第六項関係)

(七)　実施要項の変更（実施区域を縮小する変更を除く。）については、(一)と同様とすることとした。(第八条第七項関係)

(八)　捜索救助活動の実施に伴う3の(三)の協力支援活動については、7と同様とすることとした。(第八条第八項関係)

9　自衛隊の部隊等の安全の確保等

防衛大臣は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならないこととした。(第九条関係)

10　関係行政機関の協力

防衛大臣は、対応措置を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができるものとし、関係行政機関の長は、当該要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、協力を行うこととした。(第一〇条関係)

11　武器の使用

(一)　協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器（自衛隊が外国の領域で当該協力支援活動又は当該捜索救助活動を実施している場合については、基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下11において同じ。）を使用することができることとした。(第一一条第一項関係)

(二)　武器の使用に際しては、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならないこととした。(第一一条第四項関係)

(三)　協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地（宿営のために使用する区域であって、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下(三)において同じ。）であって諸外国の軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、(一)による武器の使用をすることができることとした。この場合において、(一)及び(四)の適用については、当該要員による措置の状況をも踏まえることとした。(第一一条第五項関係)

(四)　自衛隊法第九六条第三項の規定は、協力支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は捜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しないこととした。(第一一条第六項関係)

12　物品の譲渡及び無償貸付け

防衛大臣又はその委任を受けた者は、協力支援活動の実施に当たって、自衛隊に属する物品（武器を除く。）につき、協力支援活動の対象となる諸外国の軍隊等から3の(一)の1の活動（以下「事態対処活動」という。）の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があった場合において、当該事態対処活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該諸外国の軍隊等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができることとした。(第一二条関係)

13　国以外の者による協力等

防衛大臣は、4から11までによる措置のみによっては対応措置を十分に実施することができないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を依頼することができることとし、政府は、当該協力を依頼された国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずることとした。(第一三条関係)

14　請求権の放棄

政府は、自衛隊が協力支援活動又は捜索救助活動（以下14において「協力支援活動等」という。）を実施するに際して、諸外国の軍隊等の属する外国から、当該諸外国の軍隊等の行う事態対処活動又は協力支援活動等に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、これに応じることが相互の連携を確保しながらそれぞれの活動を円滑に実施する上で必要と認めるときは、事態対処活動に起因する損害についての当該外国及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができることとした。(第一四条関係)

15　この法律は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第三四一号）(金融庁)

1　独立行政法人奄美群島開発基金等に対する検査権限が委任されることに伴い、検査局の所掌事務を改めることとした。(第四条関係)

2　検査局企画審査課の所掌事務のうち、独立行政法人の検査結果の主務大臣への報告に係る所要の改正を行うこととした。(第一六条関係)

3　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（政令第三四二号）(厚生労働省)

一　厚生年金保険法施行令の一部改正関係

1　共済組合の組合員たる被保険者の標準報酬月額の算定について、その者の報酬が月によって定められるときは、月の初日に資格を取得したならば受けるべき報酬の額を標準報酬月額とすることとした。(第一条の二関係)

2　国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七〇歳以上の使用される者について、在職支給停止対象月における標準報酬月額に相当する額及び標準賞与額に相当する額を定めることとした。(第三条の六関係)

3　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六三号。以下「平成二四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二九年法律第一一五号）第四六条第六項に規定する老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものに、平成二四年一元化法附則第四一条の規定による退職共済年金等を加えることとした。(第三条の七関係)

4　障害認定日又は死亡日までの間に、初診日における被保険者の種別に係る被保険者期間を有しない者に支給する障害厚生年金又は遺族厚生年金の支給事務を行う実施機関を定めることとした。(第三条の一〇の二及び第三条の一二関係)

5　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者についての特例関係

(一)　二以上の被保険者の種別に係る被保険者であった期間に基づく老齢厚生年金を有する者に係る老齢厚生年金について、加給年金を加算する老齢厚生年金を定めることとした。(第三条の一三関係)

(二)　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であった者及びその遺族に支給する障害厚生年金及び遺族厚生年金の額の計算方法を定めることとした。(第三条の一三の四～第三条の一三の九関係)